

基 発 第 0 9 1 9 0 0 2 号  
平成 1 4 年 9 月 1 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 本省報告の廃止について

今般、下記通達に基づく各局から本省への報告を、事務簡素化の観点から、下記のとおり廃止することとしたので、各局においては、管内の医療機関に対して、下記 2 の改正内容について周知する等、事務処理に遺漏なきを期されたい。

#### 記

- 1 平成 8 年 3 月 2 9 日付け基発第 1 7 6 号「労災認定における医師の作成する意見書、鑑定書等の早期収集のための医師会、労災病院等との連携について」の記の 6 を削除する。
- 2 昭和 5 7 年 6 月 1 4 日付け基発第 4 1 0 号「労災はり・きゅう施術特別援護措置の実施について」を次のとおり改正する。
  - (1) 記の 5 の (3) 中「様式 1 号」を「別紙様式」に改める。
  - (2) 記の 7 を削除する。
  - (3) 様式第 1 号中「様式第 1 号」を「別紙様式」に改める。
  - (4) 様式第 2 号を削除する。
- 3 昭和 4 8 年 8 月 9 日付け基発第 4 6 7 号「労災特別援護措置について」を次のとおり改正する。
  - (1) 記の 8 を削除する。
  - (2) 様式 2 を削除する。
  - (3) 別添労災特別援護措置要綱の 8 を削除する。

新旧対照表  
176号通達

改 正 後	現 行
<p>記</p> <p><u>6 削除</u></p>	<p>記</p> <p><u>6 労災協力医に係る名簿の作成について</u></p> <p><u>(1) 各局においては、上記2により確保した労災協力医に係る名簿を作成し、毎年定期的に本省あて報告すること。</u></p> <p><u>なお、本省においては、これを一括管理し、各局からの報告に基づき当該名簿の改訂を行い、これを各局に送付する。</u></p> <p><u>(2) 各局においては、原則として自局で確保した労災協力医に対して意見書等の作成依頼を行うこととするが、特定の診療科目に係る労災協力医の確保が困難な局においては、本省から送付する名簿をもとに他局の労災協力医の情報を把握し、当該局へ医師の紹介依頼を行うことにより、意見書等の早期収集を図ること。</u></p> <p><u>なお、他局から労災協力医の照会依頼を受けた局においては、可能な限りこれに協力するよう努めること。</u></p>

新旧対照表

410号通達

改正後	現行
<p>記</p> <p>5 特別援護措置の申請            (3) 局長は、特別援護措置に係る申請を行った者（以下「申請者」という。）が適格者であると認めるときは、申請者に対し、「労災はり・きゅう施術特別援護措置承認書（以下「承認書」という。）を交付するとともに、「労災はり・きゅう施術特別援護措置原簿」（別紙様式）を作成すること。</p>	<p>記</p> <p>5 特別援護措置の申請            (3) 局長は、特別援護措置に係る申請を行った者（以下「申請者」という。）が適格者であると認めるときは、申請者に対し、「労災はり・きゅう施術特別援護措置承認書（以下「承認書」という。）を交付するとともに、「労災はり・きゅう施術特別援護措置原簿」（様式1号）を作成すること。</p>
<p>7 削除</p>	<p>7 報告  <u>特別援護措置の実績について「労災はり・きゅう施術特別援護措置状況報告書」（様式第2号）により前年度分を4月30日までに本省（労災管理課）あて報告すること。</u></p>

新旧対照表  
410号通達

改正後	現行
<p>別紙様式</p>	<p>様式第1号</p>
	<p>様式第2号</p>

新旧対照表  
467号通達

改 正 後	現 行																																																														
<p>記</p> <p><u>8 削除</u></p>	<p>記</p> <p><u>8 報告</u></p> <p><u>要綱8の(1)による報告は、別紙2の様式2の「労災特別援護措置（医療）状況報告書」により前年度分を4月30日までに提出させるものとする。</u></p>																																																														
<p><u>様式2 削除</u></p>	<p>様式2</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">様式2 労災特別援護措置（医療）状況報告書 労働基準法第58条第4項第2号の指図書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">氏 名</th> <th rowspan="2">申請番号 NO.</th> <th colspan="2">報告年月日</th> <th rowspan="2">所属 業種・ 職種</th> </tr> <tr> <th>年 月 日</th> <th>年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>NO.</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>NO.</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>NO.</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>NO.</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>NO.</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>NO.</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>NO.</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>NO.</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>NO.</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>NO.</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>NO.</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">昭和 年 月 日 労働基準局長 印</p> </div>	氏 名	申請番号 NO.	報告年月日		所属 業種・ 職種	年 月 日	年 月 日		NO.	年 月 日	年 月 日			NO.	年 月 日	年 月 日			NO.	年 月 日	年 月 日			NO.	年 月 日	年 月 日			NO.	年 月 日	年 月 日			NO.	年 月 日	年 月 日			NO.	年 月 日	年 月 日			NO.	年 月 日	年 月 日			NO.	年 月 日	年 月 日			NO.	年 月 日	年 月 日			NO.	年 月 日	年 月 日	
氏 名	申請番号 NO.			報告年月日			所属 業種・ 職種																																																								
		年 月 日	年 月 日																																																												
	NO.	年 月 日	年 月 日																																																												
	NO.	年 月 日	年 月 日																																																												
	NO.	年 月 日	年 月 日																																																												
	NO.	年 月 日	年 月 日																																																												
	NO.	年 月 日	年 月 日																																																												
	NO.	年 月 日	年 月 日																																																												
	NO.	年 月 日	年 月 日																																																												
	NO.	年 月 日	年 月 日																																																												
	NO.	年 月 日	年 月 日																																																												
	NO.	年 月 日	年 月 日																																																												
	NO.	年 月 日	年 月 日																																																												

改正後	現行
<p>労災特別援護措置要綱</p> <p><u>8 削除</u></p>	<p>労災特別援護措置要綱</p> <p><u>8 報告</u></p> <p>(1) <u>委託を受けた医療機関は、年1回、医療措置を講じた者の症状等について所轄局長に報告するものとする。</u></p> <p>(2) <u>所轄局長は、(1)による報告書を労働省労働基準局長に送付するものとする。</u></p>